所管課 環境共生部環境衛生課 まちづくりの目標(章) 施策分野(節) 第1章 05 循環型社会 01 循環型社会を構築する മ 環境調和都市 事業: 環境監視事業 0221 蕃号 巡回監視を行い、不法投棄の防止に努める。邳法投棄物を収集し、環境の保全に努める。 的 パトロールを実施し、不法投棄の防止に努める。 Ħ 標 7.964 総 妥当性 総コスト (千円) Α 事業費(決算額)(千円) 2,732 2.732 В 事業費 効率性 В 業費 2.732 一般財源 5.232 価 財 人件費 有効性 国府支出金 0 源 評 巡回監視を行い、不法投棄の防止に努めている。また、早期に不法投棄物を収 集し、環境の保全に努めている。 報 0 公債費 財 0 地方債 訳 一人あたり(円) 71 評 玾 価 その他特定財源 0 世帯あたり(円) 169 由 巡回監視を行い、不法投棄の防止に努めている。また、早期に不法投棄物を収集し、 環境の保全に努めている。 根 施策に対する 献 事業貢献度 度 今後 パトロールを実施し、不法投棄の防止に努める。 方向: 14 01

事業 優先順位 細事業:一般廃棄物不適正処理対策事業

-般廃棄物の不適正処理(不法投棄)を未然に防止するとともに、不法投棄廃棄物の処理を行うことにより環境の保全 目 に努める。

資源ごみ、粗大ごみの抜き取り行為を防止する。 的

-般廃棄物の不適正処理(不法投棄)を未然に防止するとともに、不法投棄廃棄物の処理を行うことにより環境の保全 に努める。 目 資源ごみ、粗大ごみの抜き取り行為の防止に努める。

標

事業	一部委託	事業開始	昭和47年度	根拠	廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
美施王体	=	年		法令	

			平成25年度	平成24年度	比	較					平成25年度	平成24年度	比 較
	事	業費 (決算額)(千円)	2,732	3,108		-376	コス	総	コスト	(千円)	7,964	12,100	-4,136
財内		一般財源	2,732	3,108		-376	-	内	事業費		2,732	3,108	-376
		国府支出金	0	0		0	情報	報記	人件費		5,232	8,992	-3,760
	籾		0	0		0			公債費		0	0	0
	内	地方債	U	U		0	従	_	人あたり	(円)	71	107	-36
	訳	その他特定財源	0	0			従事職員数	世	帯あたり	(円)	169	257	-88
			0					参	職員数	(人)	0.55	1.05	-0.50
			0				**	考	再任用職員数	女 (人)	0.50	0.30	0.20

今後の方向性	所轄警察署との連携を強化し、不法投棄及び抜き取りの撲滅を図る。									
評	妥当性	効率性	有効性	対	市内全域					
価	Α	В	В	対象者						

事業:環境監視事業

1. 環境監視事業

ごみの不法投棄及び粗大ごみ・資源ごみの抜き取り防止対策として巡回監視を行い、不法投棄物を収集し、環境 の保全に努めた。

細事業:一般廃棄物不適正処理対策事業

1. 一般廃棄物不適正処理対策事業

ごみの不法投棄防止対策として定期的な巡回監視の実施や不法投棄防止看板の設置等、不法投棄の防止に努めるとともに、市民やより良い環境を作る監視連絡員からの報告や、警察署などの関係機関等と連携を密にすることで、 不法投棄問題に対し、自然環境及び生活環境の悪化防止に努めた。

(収集件数 122件、 収集量 28.15トン)

また、ごみ集積場に適正に排出された資源物等は、「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」により市の所有物として、市又は市から収集運搬の委託を受けた者以外の者が持ち去る行為を禁止している。

ごみの抜き取り防止対策として早朝・夜間に資源ごみ・粗大ごみ置場の巡回監視をシルバー人材センターに委託 して実施し、抜き取り行為者に対しては、警告書による指導のほか、職員による面会指導を行い、抜き取り防止対 策に努めた。

【抜き取り防止条例施行前後の資源化量の推移】

(単位 トン)

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
紙類	603	794	973	963	808	757	840
金属類(缶類)	268	286	325	346	354	357	344
大型金属類(粗大ごみ)	159	329	292	290	246	248	233
合計	1, 030	1, 409	1, 590	1, 599	1, 408	1, 362	1, 417

※平成20年10月1日 抜き取り防止条例施行(条例改正)